

●香川県告示第327号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、共同漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

令和2年10月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び関係地区

計画番号共第1号（あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 鴨庄地先

イ 点の位置

基点A 大串崎

〃 B 小豆島町長者ヶ鼻

〃 C 長浜漁港北防波堤曲がり角

〃 D 二子水門

〃 E 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北西端

〃 F 白方大水門東端

〃 G 旧真珠島養魚場の南東防波堤突端

〃 H 猿子島北側旧真珠島養魚場石積み跡北端

〃 I さぬき市小串崎北端

〃 J さぬき市埋立地南西角

〃 K 房前漁港1号防波堤突端

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ Fから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点

〃 ハ JからK見通し線上Jから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、CDの2直線とAC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、CDの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、DC、EHの2直線とCE間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、EH、ロFの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、HE、Jハの2直線とFG、GH、HI、IJ間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 さぬき市鴨庄

計画番号共第2号 (あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市志度から高松市庵治町太鼓鼻に至る地先

イ 点の位置

基点A さぬき市志度港一文字防波堤東端

〃 B 高松市鳶ヶ巣鼻

〃 C 太鼓鼻

〃 D さぬき市大串崎 (小田、鴨庄境界)

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから200メートルのところ

〃 ハ 志度港新町2号防波堤突端

〃 ニ 志度港新町4号防波堤東端

〃 ホ 志度港新町4号防波堤西端

〃 ヘ 志度港原浜防波堤突端

〃 ト 牟礼港2号防砂堤突端

〃 チ 牟礼港川東防波堤突端

〃 リ 牟礼港川東埋立地2号防波堤突端

〃 ヌ 牟礼港川東埋立地1号防波堤突端

〃 ル 牟礼港御殿2号物揚場北東角

〃 ヲ 牟礼港役戸1号防波堤突端

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し200メートルの只曲線及びAC間最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、ハニ、ホへの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、トチの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、リヌの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、ルヲの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 金山地区の小型船舶用泊地においては、船舶の停泊を妨げてはならない。

(4) 関係地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

計画番号共第3号 (わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 屋島湾地先

イ 点の位置

基点A 江ノ浦埋立地西側護岸北角から護岸沿い南へ50メートルのところ

〃 B 庵治港一文字防波堤南端

〃 C 久通港11号護岸北端

〃 D 立石港緑地護岸北東端

〃 E 屋島長崎の鼻

〃 F 御殿山根太鼻

〃 G 大島南東端

〃 H 男木島高頂 (213メートル)

点 イ AからE見通し線とBからG見通し線との交差点

〃 ロ EからH見通し線上Eから100メートルのところ

〃 ハ Fからロ見通し線とBからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イハ、ハロ、ロEの4直線とAC間最大高潮時海岸線、CDの直線及びDE間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町  
計画番号共第4号 (あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島西側地先

イ 点の位置

基点A 屋島長崎鼻西端

〃 B 屋島西町旧屋島新塩田西端

〃 C 朝日町C地区埋立地北東角から護岸沿い南へ252メートルのところ

〃 D 朝日町C地区埋立地北東角

点 イ AからD見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上防砂堤との交差点

〃 ハ ロからC見通し線上ロから50メートルのところ

- 〃 ニ 浦生漁港5号北防波堤突端
- 〃 ホ 浦生漁港3号南防波堤突端
- 〃 ヘ 浜北港北防波堤突端
- 〃 ト 浜北港南防波堤突端

ウ 漁場の区域 Aイ、Bハの2直線とAB間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域（河川にあっては川尻までとする。）。ただし、ニホの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びヘトの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 高松市（男木町、女木町を除く。）

計画番号共第5号（あわび、さざえ、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市サンポートから香西本町に至る地先

イ 点の位置

基点A 直島町荒神島高頂

- 〃 B ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角
- 〃 C 高松市食肉センター北側護岸西角
- 点 イ Cから真方位6度18分25.8メートルのところ
- 〃 ロ Aからイ見通し延長線と陸岸との交差点
- 〃 ハ ロからA見通し線上ロから50メートルのところ
- 〃 ニ Cから貯木場東防波堤沿い北へ50メートルのところ
- 〃 ホ イからロ見通し線上イから150メートルのところ
- 〃 ヘ ホから真方位22.2度00分46メートルのところ
- 〃 ト ヘから真方位13.2度00分の線と陸岸との交差点
- 〃 チ ヨットハーバー東防波堤
- 〃 リ ヨットハーバー西防波堤
- 〃 ヌ 高松漁港東側9号防波堤突端
- 〃 ル 高松漁港西側8号防波堤突端

ウ 漁場の区域 ロハ、Cニの2直線とロC間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域（河川にあっては川尻までとする。）。ただし、ロホ、ホヘ、ヘトの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、チリの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びヌルの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 高松市（男木町、女木町を除く。）

計画番号共第6号（あわび、さざえ、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市香西北町から亀水町に至る地先

イ 点の位置

基点A 神在港防波堤基部

〃 B 大崎ノ鼻（高松市、坂出市境界）

〃 C 小槌島高頂

〃 D 土庄町豊島壇山高頂（339.5メートル）

〃 E 生島えび養殖場跡地北西側護岸北角

〃 F 生島えび養殖場跡地北西側護岸西角

〃 G 亀水漁港1号防波堤基部

点 イ AからD見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから50メートルのところ

〃 ハ Eから真方位335度00分17メートルのところ

〃 ニ Fから真方位335度00分17メートルのところ

〃 ホ Gから真方位307度30分46.2メートルのところ

〃 へ ホから真方位179度30分59.3メートルのところ

〃 ト へから真方位119度00分35メートルのところ

〃 チ トから真方位209度00分60メートルのところ

〃 リ チから真方位74度00分15.5メートルのところ

〃 ヌ Gから真方位301度30分6.18メートルのところ

〃 ル ヌから真方位173度30分58.2メートルのところ

〃 ヲ ルから真方位190度30分97メートルのところ

〃 ワ ヲから真方位149度00分55メートルのところ

〃 カ ワから真方位274度00分22.5メートルのところ

〃 ヨ 神在港東防波堤突端

〃 タ 神在港西防波堤突端

〃 レ 生島港北防波堤突端

〃 ソ 小坂港東防波堤突端

〃 ツ 小坂港西防波堤突端

〃 ネ 亀水漁港1号防波堤突端

〃 ナ 亀水漁港2号防波堤突端

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域（河川にあつては川尻までとする。）。ただし、Eハ、ハニ、ニFの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、リチ、チヲ、ヲワ、ワカの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、ヨタの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、フレの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、ソツの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びネナの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 高松市（男木町、女木町を除く。）

計画番号共第7号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市地先

イ 点の位置

基点A 大崎鼻（高松市、坂出市境界）

〃 B 高松市小槌島高頂

〃 C 高松市小槌島南端

〃 D オリーブ水産株式会社養殖場北側築堤基部から海岸沿い北へ150メートルのところ

〃 E 旧木沢塩田防砂堤突端

〃 F 旧木沢塩田北西角

〃 G 木沢港西防波堤基部

〃 H 王越町宮ノ鼻

〃 I 宮ノ鼻海岸保護水面南標柱

〃 J 乃生海岸北防砂堤基部

〃 K 相模坊下1号防砂堤突端

〃 L 旧総社塩田北西護岸北角

〃 M 旧総社塩田北西護岸西角から護岸沿い北東へ100メートルのところ

〃 N 旧総社塩田北西護岸西角

〃 O 室木島東端

〃 P 小与島北東端

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ロ DからH見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ハ CからF見通し線とEからG見通し線との交差点

- 〃 ニ KからN見通し線とLからP見通し線との交差点
- 〃 ホ LからP見通し線上Lから200メートルのところ
- 〃 へ MからO見通し線上Mから360メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Dロの2直線とAD間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Dロ、ロハ、ハGの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Gハ、I Jの2直線とG I間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、I Jの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、J I、Kニの2直線とJ K間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Kニ、ニホ、ホへ、へMの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、昭和21年8月1日(株)松浦工業が埋立免許を受けた坂出市大屋富町字釜屋浦3039番地地先海面を除き、大番橋地先海面にあっては、大番橋北西側から北西へ10メートルのところまでとする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市王越町・大屋富町・青海町・高屋町・神谷町・林田町・江尻町・御供所町・西大浜南・沖の浜

計画番号共第8号(わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町地先

イ 点の位置

基点A 瀬居町東浦漁港本浦南防波堤東角(旧本浦大石)

- 〃 B 相模坊
- 〃 C 北浦大石
- 〃 D コスモ石油(株)坂出製油所埋立地東護岸南角

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びにヒジリ岩周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域。ただし、東浦漁港泊地内を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期

わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第9号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市沙弥島地先

イ 点の位置

基点A 天狗岩

〃 B 番ノ州埋立地北西護岸西角

〃 C 番ノ洲埋立地西護岸北端基部から護岸沿い南へ150メートルのところ

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ Aから護岸と直角に沖出し100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第10号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市小瀬居島地先

イ 漁場の区域 小瀬居島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで



あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第11号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市三ツ子島地先

イ 漁場の区域 三ツ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第12号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市小与島地先

イ 漁場の区域 小与島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域。ただし、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第13号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市与島・鍋島・羽佐島地先

イ 漁場の区域 与島・鍋島・羽佐島・大ソワイ・小ソワイ周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分及び与島港泊地内を除き、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第14号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市岩黒地先

イ 漁場の区域 岩黒島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分及び岩黒漁港泊地内を除き、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第15号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市室木島地先

イ 漁場の区域 室木島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石  
計画番号共第16号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市大裸島・小裸島地先

イ 漁場の区域 大裸島・小裸島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石  
計画番号共第17号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石・歩渡島地先

イ 点の位置

基点A 櫃石漁港東防波堤突端

〃 B 歩渡島北端

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ BからA見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間櫃石島・歩渡島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分及び櫃石漁港泊地内を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第18号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 吉田護岸地先

イ 点の位置

基点A 番ノ洲埋立地西護岸北端基部から護岸沿い南へ150メートルのところ

〃 B 宇多津町吉田埋立地西護岸中央角

〃 C 吉田埋立地西護岸南角防波堤突端

〃 D 三豊市詫間町志々島南端

点 イ Aから護岸と直角に沖出し100メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石、綾歌郡宇多津町

計画番号共第19号（わかめ、あわび、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町地先

イ 点の位置

基点A 宇多津町吉田埋立地西護岸中央角

〃 B 吉田埋立地南角防波堤基部から護岸沿い北へ100メートルのところ

〃 C 吉田埋立地南角防波堤突端

- 〃 D 北浦漁港港外防波堤西端
- 〃 E 北浦埋立地北護岸西角
- 〃 F 旧沖楯塩田北護岸防砂堤基部
- 〃 G 旧沖楯塩田北護岸防砂堤突端
- 〃 H 旧沖楯塩田北護岸西角
- 〃 I 上真島南端
- 〃 J 丸亀市牛島西端
- 〃 K 三豊市詫間町志々島南端

- 点 イ AからK見通し線上Aから100メートルのところ
- 〃 ロ イからC見通し線とBからI見通し線との交差点
- 〃 ハ HからJ見通し線とDからG見通し延長線との交差点
- 〃 ニ HからJ見通し線とBからI見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Gハ、ハニ、ニロ、ロCの4直線及びEFの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 綾歌郡宇多津町

計画番号共第20号 (あおのり、えむし、あさり、あわび、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市土器川尻地先

イ 点の位置

基点A 富士見町5丁目護岸北東端から護岸沿い南へ350メートルのところ

- 〃 B 旧沖楯塩田北護岸西角
- 〃 C 旧土器塩田北護岸東角
- 〃 D 牛島西端

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、土器川にあつては土器川大橋下流側から下流10メートルのところまでとする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あおのり漁業	1月1日から12月31日まで
えむし漁業	1月1日から12月31日まで

あさり漁業	1月1日から12月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 丸亀市（丸亀市漁業協同組合の地区に限る。）

計画番号共第21号（あおのり、えむし、あさり、あわび、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市金倉川尻地先

イ 点の位置

基点A 中津町（株）伏見製薬所北側護岸西端

〃 B 金倉川防砂堤突端

〃 C Bから基部へ110メートルのところ

〃 D 丸亀市、多度津町境界

ウ 漁場の区域 AB、CDの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、金倉川にあつては金倉川橋下流側から下流10メートルのところまでとする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あおのり漁業	1月1日から12月31日まで
えむし漁業	1月1日から12月31日まで
あさり漁業	1月1日から12月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 丸亀市（丸亀市漁業協同組合の地区に限る。）

計画番号共第22号（わかめ、あわび、さざえ、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市上真島地先

イ 点の位置

基点A 本島町カブラ崎鼻

〃 B 牛島西端

〃 C 旧土器塩田北護岸東角

〃 D 旧土器塩田北護岸西角

点 イ CからD見通し延長線と富士見町5丁目護岸との交差点

〃 ロ イからA見通し線上イから1,050メートルのところ

〃 ハ イからA見通し線上ロからAへ500メートルのところ

〃 ニ DからB見通し線上Dから1,050メートルのところ

〃 ホ DからB見通し線上ニからBへ500メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハホ、ホニ、ニロの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 丸亀市(丸亀市漁業協同組合の地区に限る。)

計画番号共第23号(あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市牛島町地先

イ 漁場の区域 牛島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 丸亀市本島町・牛島

計画番号共第24号(あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町地先

イ 漁場の区域 本島、向島、雀ノ子島、白岩、弁天島及びカラス小島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 丸亀市本島町

計画番号共第25号（なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町及び園ノ洲地先

イ 点の位置

- 基点A 亀山鼻東端
- 〃 B 坂出市与島南西端
- 〃 C 黒鼻南端
- 〃 D 牛島町ハッセン鼻西端
- 〃 E カブラサキ鼻西端
- 〃 F 丸亀港西防波堤突端
- 〃 G 広島町竹浦鼻南端
- 〃 H 広島北端
- 〃 I 下水島東端
- 〃 J 長崎鼻北端
- 〃 K タコツボ鼻北端
- 〃 L 弁天島西端
- 〃 M 岡山県下水島南西端
- 〃 N 向島北端
- 〃 O 長島東端
- 〃 P 向島東端
- 〃 Q 坂出市櫃石島南端

- 点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ
- 〃 ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ
- 〃 ハ EからG見通し線とFからI見通し線との交差点
- 〃 ニ FからI見通し線とHからK見通し線との交差点
- 〃 ホ LからM見通し線上Lから100メートルのところ
- 〃 へ HからK見通し線とJからホ見通し線との交差点
- 〃 ト NからO見通し線上Nから100メートルのところ
- 〃 チ PからQ見通し線上Pから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニへ、へホ、ホト、トチ、チイの8直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、雀ノ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域を含む。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで



(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 丸亀市本島町

計画番号共第26号（あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市長島町地先

イ 漁場の区域 長島と西の礁周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 丸亀市本島町

計画番号共第27号（あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市広島町地先

イ 漁場の区域 広島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 丸亀市広島町

計画番号共第28号（あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市手島町地先

イ 漁場の区域 手島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 丸亀市手島町

計画番号共第29号（あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市広島町小手島地先

イ 漁場の区域 小手島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 丸亀市広島町小手島

計画番号共第30号（あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町高見島地先

イ 漁場の区域 高見島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 仲多度郡多度津町高見

計画番号共第31号（あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町佐柳島地先

イ 漁場の区域 佐柳島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 仲多度郡多度津町佐柳

計画番号共第32号（あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町小島地先

イ 漁場の区域 小島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 仲多度郡多度津町佐柳

計画番号共第33号（あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町二面島地先

イ 漁場の区域 二面島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 仲多度郡多度津町高見

計画番号共第34号 (わかめ、あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市三野町大見及び詫間町水出地先

イ 点の位置

基点A 津島神社社務所護岸東端

〃 B 西久保谷踏切

〃 C 津島西端

〃 D 津島東端

〃 E 詫間町水出埋立地北西端

〃 F 詫間町志々島東端

点 イ EからF見通し線上Eから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 AD、BC、Eイの3直線と津島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域及びAE間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

3 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 三豊市三野町大見、詫間町詫間

計画番号共第35号 (わかめ、あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町高谷から香田に至る地先

イ 点の位置

基点A 高谷貯木場3号防波堤突端

〃 B 岩島東端(干出)

〃 C 香田防波堤突端

〃 D 粟島不天洲南端

点 イ CからD見通し線上Cから150メートルのところ

〃 ロ ゴマジリ地区2号防波堤突端

〃 ハ ゴマジリ地区1号防波堤突端

〃 ニ 新浜防波堤突端

ロ ホ 須田防波堤突端

ウ 漁場の区域 AB、Cイの2直線と岩島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域、三玉岩周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域及びAC間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、ロハの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、ニホの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び香田1号2号物揚場外周沖出し25メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 三豊市三野町大見、詫間町詫間

計画番号共第36号(あわび、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市伊吹島地先

イ 漁場の区域 伊吹島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	12月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第37号(あわび、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市大股島・小股島地先

イ 漁場の区域 大股島北東端から小股島北東端見通し線及び大股島南西端から小股島南西端見通し線並びに大股島・小股島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの只曲線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで

なまこ漁業	12月1日から翌年3月31日まで
-------	------------------

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 観音寺市伊吹町

画番号共第38号（あわび、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市円上島地先

イ 漁場の区域 円上島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	12月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 観音寺市伊吹町

2 免許予定日 令和2年12月1日

3 免許の存続期間 令和2年12月1日から令和5年12月31日まで

4 免許申請期間 令和2年11月4日8時30分から同月5日17時まで